

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第三章 賃金闘争

第二節 賃金闘争の若干の事例

概況 四九年後半に大量の人員整理と左派組合幹部の誅首が行われ、賃金闘争の主導権は民同系ににぎられたが、それ以後国鉄では成田の中央委員会において九、七〇〇円給与ベースと越年資金一カ月の要求を決定し、さらに専売労組は一四、〇〇〇円ベースと越年資金要求、全逋従は熱海大会で八、七〇〇円ベース越年手当一カ月支給を決定するなど公共企業体、官公職員の要求が出揃うにいたった。又民間でも炭労、電産、全鉱連、船員などの要求が出され、年末に及んで漸く闘争の波が高まろうとしたが、いずれも未解決に終って五〇年にもちこされたのである。

五〇年初頭における賃金闘争の一つの焦点は、国鉄、専売の仲裁裁定の問題であった。国鉄の仲裁は、仲裁委員会の努力が実を結んで四九年一二月二日に決定されたが、その内容の骨子は、少くとも経済上の都合により職員が受けた待遇の切下げは是正されねばならぬとし、本年度において公社は総額四五億円を支払うこと、但しその中三〇億円は一二月中に支給、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで毎月五億円を支給(これは従業員を五〇万人として年末には一人当たり平均六、〇〇〇円、明年一月以降は一人当たり一、〇〇〇円となる)するというのであった。この裁定にたいし組合は受諾したが国鉄当局は、四五億円のうち一八億円しか財源がない上に、この一八億円も大蔵大臣の認証を要する予算の流用であり、かつ又その残余は政府の予算措置にまたなければならぬとして難色を示した。ドッジ・ラインにもとづく均衡予算の枠内ではこの裁定の完全実施は極めて困難視されたのである。このような情勢にたいして国鉄労組は、公労法にのっとりて目的を達成すべく、いわゆる合法闘争を主唱して、ストライキ以外のあらゆる闘争戦術を用いた。すなわちそれは国鉄中闘の東京数寄屋橋におけるハンストに始まる全国的な第一次、第二次ハンスト戦術となって現われ、又四五億円に相当する電車、機関車の差押を申入れるにいたった。

一方民間企業では、炭労が坑外夫三七七円、坑内夫七三〇円の要求についての交渉が暗礁にのりあげ、電産は本人二、〇〇〇円、家族一人五〇〇円の一斉ベース引上げの要求にたいする調停案に不満の空気が強く、又全鉱連でも一月以降八、八〇〇円要求が経営者連盟によって全面的に拒否された。ここにおいてこれらの企業では、下部から次第に闘争の気運がもりあがってきたが、この民間企業の闘争は、国鉄、専売、全逋、日教組等の公共企業体、官公吏の闘争と結合する様相を示し、国会共闘委員会に結集したのである。国会共闘委は二月六日、「もはや傘下全組織を挙げてのゼネスト態勢によって闘う以外に現反動吉田内閣を反省せしめ、その目的を達する途はないとの重大な決意をするに至った」旨の声明書を発したが、このことは政府の財政政策の部厚い壁に直面して、いわゆる合法闘争の限界が明らかになったことと、下部大衆の闘争意識が熾烈になったため、上部機関がこれに即応せざるをえない事態になったことをいみする。

この国会共闘とともに、左派系の組合が賃上闘争全国労組懇談会(賃上共闘)を結成したこともみのがすことができない。賃上共闘には自治労連、全自動車、全造船、全銀連、産別会議等、中立系、左派系労組六六団体が参加し、日鉄八幡ストをはじめ三菱電気の職階制度反対闘争、松浦、豊里炭鉱などの賃金遅欠配反対闘争を支援する他、国会共闘にたいして下からの共同闘争を推進する方針を決定した。しかし中央部では国会共闘と対立的存在になっており、国会共闘は賃上共闘からの共闘申し入れを拒否している。このような賃上げ闘争における二つの動向は、下部においては実質的に共闘が行われているとはいえ、力の結集を弱めるものであったことは指摘するまでもない。

さて国鉄の裁定問題は、その後東京地裁に提訴されたが二月二五日に「裁定に従わなければならない」との判決があったため、組合に有利な情勢となり、全般的な賃金闘争に氣勢を加えることになった。しかし国会共闘委の闘争は、その結集が幅広いものであったにかかわらず、雑多な傾向をもった組合の寄せ集めであったのと、上部と下部の闘争のズレなどがあったため、決定的なエネルギーの発揮とはならなかった。かくして四月闘争によるベースアップは、当初組合が考えていたものよりもはるかに幅のせまいものにならざるをえなかった。すなわち政府は、三月二二日専売裁定の全額支給を決定実施したが、これは専売公社の人員費に相当の剰余が生じ、公社総裁の権限によって支出できる見込ができたためであるとされており、国鉄一般公務員などの賃金問題とは全く別個に決定された。国鉄労組は東京地裁に二億六千万円の即時支払を求める強制執行の仮処分を申請して勝訴となったが、高裁で執行停止が決定されたため、官公賃金ベースの引上げはその解決を七月の臨時国会まで持越したのであった。又炭労争議も、経営者の強硬な反対にあって膠着状態となりさらに電産争議も中労委調停案、基準内八、五〇〇円にたいして、経営者、組合とも不満の意を表し、三月九日以降には数次の停電ストライキが行われたが、二日にいたって会社側が調停案尊重の立前にたつて考慮するとの態度を明らかにして中労委に斡旋を依頼した結果、三〇日漸く八、五〇〇円ベースで妥結するにいたった。このベース改訂にたいしては組合側が不満であったことはいままでのないが、しかし政府及び日経連が死守してきた賃金の釘付を打ちやぶった点では大きな意義をもったことも否定できない。このことは政府が「今次の電産ベース改訂は電産のみに適用したものであり、他産業には及ぼさない」との態度を表明したことによって逆に裏うちされているのである。

以上のような結果に終わった三月攻勢以後、賃金闘争は一応なりをはずめ、組合の関心は総評議会を中心とする組織の再編成に向けられたが、一方経営者側は、ますます悪化する経済情勢に対処して企業合理化を促進し、人員整理、賃金支払形態の改訂、賃下げ等をちやくちやく実施しつつあった。この資本攻勢に直面して組合もやがて苛烈な防衛闘争に立上ることになったが、その中軸になったのが日立製作所の賃上闘争であり、これによってふたたび夏季労働攻勢がもり上る形勢をみせた。すなわち日立総連合では四月五日、平均一二、〇〇〇円の賃上げを要求して交渉中であったが、会社は五月八日に五、五五〇名の大量人員整理を通告してきた。組合側は首切案の撤回を要求し、あくまで一二、〇〇〇円賃上げ要求の貫徹を主張したのである。

さて日立の闘争は長期闘争の様相を呈するにいたったが、この闘争を契機として各地にさかんな賃上げ要求が起り、それが漸次賃上げその他の経済的要求の枠を越えるとともに、闘争形態も一工場一会社だけでなく地域のあらゆる産業工場を一丸としたいわゆる地域闘争の形をとることになった。その要求も「軍事基地化反対」「全面講和の促進」等の政治的スローガンと結合し、三月攻勢が民同系の主導のもとに展開されたのにたいし、この時期の闘争はいちじるしく左派的色彩を帯びたものであった。しかしこれらの闘争も激しい性格のものであった割には成果は少く、結局経営者側

の主張が貫徹される結果となったばかりか、さらに電産等にみられたように左派の大量の追放が行われて労働運動のいちじるしい退勢をみちびいたのである。

ところで六月に朝鮮動乱が勃発して以来、日本経済は全く新たな局面を迎えた。すなわち特需の増加は、従来不況にしんぎんしていた各企業に新たな生気を吹込み、一応急速な立直りを可能にした。かくして労働者は労働時間延長にもとづく超過賃金の獲得、あるいは労働強化による能率給の増大等によって、その賃金水準を高めることになったが、一方インフレーションの再燃によって生計費が高騰したため、賃金値上げの要求も次第に出はじめることになった。しかしこの時期においては一時金の要求が多く、ベースアップの要求は殆どみられなかった。ベースアップの要求を最初に提出したのは全鉱連である。すなわち全鉱連では、世界的軍備拡張の影響から非鉄金属の価格が急騰し、各国の買付競争が激化してきたのに伴い、わが国の非鉄金属の生産及び輸出が増加してきた情勢において、標準賃金男子坑外夫一二、〇七〇円を要求し、秋期攻勢の火ぶたをきった。しかし経営者側も、特需及輸出による収益増加を資本蓄積、企業合理化に振り向ける方針を堅持し、ベースアップをあくまで抑止し基準賃金を引上げることを主張して強硬な態度を示したので五〇年中には解決せず、ついに翌年にもちこまれることになったのである。

(以下に賃金闘争の若干の事例をあげるが、主な闘争は第一篇第二章「主要な争議」で扱われている。)

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
